当麻町産材活用戸建賃貸住宅建設支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、当麻町産の木材を積極的に活用して、当麻町の森林サイクルの促進及び移住者等の多様な住宅ニーズへ対応することを目的に、町内に戸建賃貸住宅を新築する者に対し補助する当麻町産材戸建賃貸住宅建設支援事業補助金（以下「補助金」という。）について規定し、補助金の交付に当たっては、当麻町補助金等交付規則(平成17年規則第6号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 戸建賃貸住宅　不動産登記法(平成16年法律第123号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)上の家屋とし、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定められた構造を有するもので、法令に違反がなく、居住用に賃貸するものをいう。
2. 町産材　地域材のうち、当麻町内の森林から産出した原木を、建築用製材及び集成材に加工し製品化された木材をいう。
3. 新築　区画された土地又は現に建築されている建物を撤去した土地に住宅を建築することをいう。
4. 事業の完了　建築工事中、町産材の活用が完了した時点とし、構造材の活用完了時及び内外装材の活用完了時とする。

（補助対象者）

第３条　補助金の対象者は、次に掲げるいずれにも該当する者とする。

1. 当麻町内に町産材を使用した戸建賃貸住宅を新築する者
2. 町税等の滞納がない者

（補助金の交付対象）

第４条　補助金の交付対象は、次に掲げる条件を満たす町産材とする。ただし運搬費、プレカット料、施工費等及び消費税額は対象外とする。

1. 当麻町内に新築される戸建賃貸住宅の建築又はそれと同時に施工する車庫、物置等の整備に使用すること。
2. 新築される戸建賃貸住宅の木材全体使用量のうち、町産材使用量が５０パーセント以上であること。
3. 構造材及び内外装材に使用すること。ただし内外装材のみの使用は対象外とする。
4. 内装材は、とど松又はから松の羽目板で５０平方メートル以内であること。
5. 町産材購入に際し、国、北海道、当麻町及びその他公共的団体等から別の交付金等を受けていないこと。

（補助金額）

第５条　補助金の額は、１棟当たり２５０万円を限度とし、当麻町内で産地証明を発行できる企業から購入する町産材の販売額とする。ただし、補助金の額に１,０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

1. 事業実施計画書（第２号様式）
2. 当麻町内で産地証明を発行できる企業の販売額内訳明細書（町産材販売数量内訳書含む。）
3. 建築確認通知書又は建築工事届の写し
4. 付近見取図、平面図、立面図、各伏図等（町産材使用箇所を明らかにしたものとする。）
5. 税の滞納がないことを証する書類又は個人情報目的外利用に関する同意書（第３号様式）
6. 誓約書（第４号様式）
7. その他町長が必要と認める書類

２　前項の申請は、当該年度に属する３月末日までに補助事業を完了するものを対象とする。

（補助金の交付の決定）

第７条　町長は、前条の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第５号様式）により申請者へ通知するものとする。

（変更承認申請等）

第８条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、交付決定内容の変更を行う場合は、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（第６号様式）を町長へ提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

２　前項の規定により補助事業の変更承認の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び内容を調査し、決定すべきものと認めたときは、速やかに補助事業変更決定通知書（第７号様式）により補助金等の変更の決定をするものとする。

（実績報告）

第９条　交付決定者は、事業の完了時に速やかに実績報告書（第８号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

1. 町産材を購入した領収証の写し（町産材購入数量内訳書含む）
2. 町内で伐採された木材として確認できる書類（産地証明書）
3. 竣工図
4. 町産材を使用している箇所が確認できる写真
5. その他町長が必要と認めた書類

（交付額の確定）

第１０条　町長は、前条の事業の完了時（構造材の活用完了時及び内外装材の活用完了時）に、それぞれ実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告等の書類の審査及び現地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容等に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときはそれぞれ補助金交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第９号様式）により交付決定者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第１１条　交付決定者は、前条の規定による補助金交付額確定通知書を受けた場合は速やかに、補助金交付請求書（第１０号様式）を町長へ提出し、町長はこれに基づき補助金を交付する。

（補助金の交付の取消）

第１２条　町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

1. 不正な手段により補助金を受けたとき。
2. 補助金を他の用途に使用したとき。
3. 本要綱に違反したとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付取消通知書（第１１号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１３条　町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（委任）

第１４条　この要綱で定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

　（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限りその効力を失う。